

規制・制度改革委員会・  
第1ワーキンググループ（復旧・復興／日本再生）合同会合  
議事概要

1. 日時：平成24年6月29日（金）17:39～18:27

2. 場所：中央合同庁舎第4号館643会議室

3. 出席者：

（委員）岡素之（委員長）、大室康一（委員長代理）、安念潤司、川本裕子、  
佐久間総一郎 各委員会委員

深川由起子、深谷卓司、山田大介 各第1WG委員

（政府）岡田副総理、中塚内閣府副大臣、松元内閣府事務次官

（事務局）熊谷規制・制度改革担当事務局長、宮本行政刷新会議事務局次長、  
中原参事官、小村参事官

4. 議題：

（開会）

○ 規制・制度改革委員会報告書の取りまとめについて

（閉会）

5. 議事概要：

○岡委員長 それでは、規制・制度改革委員会及び第1ワーキンググループ（WG）の合同会合を開催いたします。皆様にはお忙しい中、御出席いただきまして誠にありがとうございます。

本日は、議事次第にありますとおり、前回に引き続きまして、規制・制度改革委員会報告書について御議論いただく予定でございます。

また、今回は第1WGとの合同会合でございますので、第1WGの委員の皆様方にも御出席いただいております。

なお、本日は大上委員、翁委員は御欠席であり、川本委員と安念委員は遅れて御参加いただく予定になっております。

それでは、開会に当たりまして、岡田副総理、中塚副大臣から御挨拶をいただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○岡田副総理 今日は御多用中のところ、大変ありがとうございます。

政界の方は、我が党はいろいろ忙しくしておりますが、それにかかわらず政府の方はしっかりと仕事を進めていきたいと考えております。

今日は、今期の活動の集大成である規制・制度改革委員会報告書の取りまとめを行うと伺っております。規制・制度改革は行政改革の柱の一つとして、また成長戦略の一環として極めて重要な取組でございます。今回取りまとめいただいた復旧・復興／日本再生のた

めの規制・制度改革につきましても、復興を進め、諸外国との経済連携を促進し、更に日本の成長戦略を描く上では極めて重要であり、改革を着実に進めていく必要があります。

私は、この規制・制度改革の取組をより一層強化したいと考え、まず、この会議の名称を分科会から委員会へと変更し、そして岡委員長には行政刷新会議の議員に御就任いただくことといたしました。今後も改革の着実な実現に向けて、これまで以上に強力に取り組んでいきたいと考えております。

皆様のこれまでの規制改革の取組に大変な御尽力をいただいたことに心から感謝を申し上げます、今後ともよろしくお願ひ申し上げたいと思います。

○岡委員長 続きます、中塚副大臣お願いします。

○中塚副大臣 本日もどうもありがとうございます。よろしくお願いします。

○岡委員長 ありがとうございます。

それでは、議事に入りたいと思います。

規制・制度改革委員会の報告書につきましては、前回 26 日の委員会の御議論を踏まえまして、事務局にて修正をしていただきました。

報告書は、フォローアップの部分と第 1 WG の部分で分かれておりますので、まずフォローアップの部分につきまして、事務局より説明願ひます。

○中原参事官 それでは、お手元に配付させていただいております資料 1 「規制・制度改革委員会報告書（フォローアップ調査結果等）（案）」という資料をお開きいただければと存じます。

最初にもう一度、この報告書の概括的な事項を御説明させていただきまして、前回から修正させていただきました箇所をその後に御説明させていただきます。

このフォローアップの報告書は、第 1 クール及び第 2 クールの検討結果等に基づきまして、平成 22 年 6 月の「規制・制度改革に係る対処方針」など多くの閣議決定がなされてまいりました。そうした閣議決定につきまして、狙いどおりの効果を発揮しているかということを確認いたしますことは改革の実現のために極めて重要であると考えられますことから、そうした閣議決定をしました 329 項目・410 小項目につきまして、平成 24 年 4 月 1 日時点での実施状況を網羅的に調査しまして、その内容を確認し、委員会としての評価を行っていただいたものでございます。

フォローアップ調査の結果の個票は 4 ページ以降に付いてございますけれども、これは全体を○、◇、△、×というものに整理するものでございまして、5 ページに記載させていただいておりますように、○が 271 項目、◇が 5 項目、△が 134 項目、×がゼロ項目ということでございます。一部、各省から評価について意見があるものはございましたけれども、大部分については合意をさせていただいているというところでございます。

それから、「重点フォローアップ項目指摘事項」としまして、127 ページ以降におきまして、農業分野、医療分野に関する重点的な項目別の指摘事項を掲げさせていただいております他、163 ページに別紙 3 として「各省の積極的な取組と推察される事項」というもの

を記載させていただいているところでございます。

次に、こうした報告書につきまして、前回から変更を施させていただいた点を御説明させていただきますと存じます。

最初に大室委員長代理から、事業者と所管官庁が公の場で直接議論して新しい方向性を打ち出すことの重要性という点についての御指摘を頂きました。そうした大室委員長代理からの御指摘を踏まえまして、この報告書の2ページの「(4) 公開の原則等」というところにパラグラフを設けさせていただいております。その2段落目のところを御覧いただきますと、「規制・制度改革を進める上で、改革に係る政策の決定過程において、改革の要望元である団体等と規制・制度を所管する各府省が公の場で議論することは極めて有効であると考えられることから、引き続き、こうした機会を充実させつつ検討の質を向上し、改革の実効性を高めていくことが重要である」という指摘を付させていただいております。

それから、本日御欠席でございますけれども、大上委員から、「稼働中の産業遺産の世界遺産への登録」という事項につきましては、非常にハードルの高いものであったのですが、既に閣議決定が行われて措置され、こうした優れた取組については報告書にも盛り込み、国民に発信すべきであるという御意見を賜ったところでございます。そうした御指摘を含めまして、163ページの「積極的な取組と推察される事項」のNo. 1に「稼働中の産業遺産の世界遺産への登録」という項目を追加させていただいているということでございます。

差し当たって、私からは以上でございます。

○岡委員長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明につきまして、御意見・御質問がございましたらお願いいたします。

いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、議事を進めさせていただきます。

次に、報告書の第1WGの部分につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

○小村参事官 幾らか26日の内容と重複する部分もございますが、本日は第1WGの委員の方々も御出席いただいておりますので、資料に基づきましてざっと各項目を説明させていただきますたく思います。資料2「規制・制度改革委員会報告書（復旧・復興／日本再生）」という資料を御覧いただきたいと思います。

1つ目としまして、「改革の方向性」ということで、基本認識として示してございます。

本WGにつきましては、東日本大震災後の新しい社会経済情勢の中で喫緊の課題であるということで立ち上げたWGでございます。分野といたしましては、下にもございますように、経済連携協定等の非関税措置なども視野に入れまして検討を進めてきております。

「改革の視点」としては、東日本大震災からの復旧・復興を支えるための規制・制度改革につきましては、復興庁が中心となって被災地復興を進めておりますが、そういった政府内での役割分担にも留意しつつ、全国から被災地へのヒト・モノ・カネの動きを加速さ

せる、あるいは全国ベースでの防災機能の強化、まちづくりのようなものの規制・制度の見直しをどう進めるかという視点。日本再生の方は、経済成長の観点に加えて、EU等との経済連携を通じた日本再生に資する観点から、貿易及び国際投資の促進に向けた規制・制度改革、いわゆる「非関税措置」の改革をどのように進めるか、こういった視点から御議論いただき、進めていただきました。

4 ページ目から、具体的な改革項目でございます。

まず1つ目といたしまして、自動車基準の国際基準との整合の関係で、UN/ECE規則との整合。

2つ目といたしまして、同じく自動車でございますが、これも水素燃料電池自動車に搭載されます高圧ガス容器の国際基準との整合、世界統一基準が策定された際の基準見直し等について進めることという内容となっております。

3つ目といたしまして、無線設備に関する特別特定無線設備というものが25種類決まっております、これが技術基準への適合性を自己確認することにより製品を出荷できるものでございますが、その範囲の拡大というものを行っていくという内容でございます。

4～10番目につきましては、医療機器の関係です。

今回、この分野につきましては非常に力強く進めていただきまして、4番目につきましては医療機器の特性を踏まえた条項を整理していくということで、法律の名称変更についても検討を行い、結論を得るということで今後進んでいくことと思っております。

5番目につきましては高度管理医療機器で、これは今までは独立行政法人が医療機器の審査を行うことができて、民間の方はなかなかできなかったのですが、このうち後発医療機器などの医療機器の審査については民間の登録認証機関を活用して行っていく方向で検討を行っていくという内容となっております。

5ページ目でございますけれども、一部変更承認を不要とする範囲の拡大、あるいは一部変更承認時の手続の簡素化、こういったものを行っていくこと。

7番目として、品質検査でございますQMSという調査について国際規格との整合をとる。あるいはそのやり方として、個別品目ごとに行っているものを製造所ごとで合理的に行っていく、調査結果について共有する、あるいは各種団体が調査を行うわけですが、その主体を登録認証機関に一元化するなどの内容をうたっております。

8番目は、医療機器における「認証」制度を販売権等の承継があった場合に法人に承継させる問題でございます。これらも進めていく。

9番目につきましては、添付文書を廃止することも含めて検討を行っていくというものです。

11～12番目につきましては食品添加物、自動車整備工場でございますが、これらについては前年度の、EUとの関係で閣議決定をした内容のフォローアップを中心としたものでございます。

国際汎用添加物につきましては、現在45の品目がございまして、このうち30が指定さ

れ、15品目について残っておりますが、これを迅速に加速化させて指定を行っていくためにどうするかという課題でございます。最終的には、まず3品目については平成24年度中を目途に指定することとしておりまして、残りの12品目につきまして1年程度を標準とするロードマップの策定をお願いするという内容となっております。

12番目が「自動車整備工場に対する建築基準法の用途地域ごとの面積規制の緩和」でございますが、これらにつきましても先の閣議決定を踏まえた措置として国土交通省が技術的助言を出しておりますが、この検証。あるいはこの検証結果に基づいて、立地が容易となっていない場合には、更なる措置について行っていただくということで閣議決定の内容としております。

13～14番につきましては、復旧・復興の観点から物流について規制緩和を更に進めるものでございます。

13番目につきましては、国際貨物につきましては既に軸重の規制について緩和の措置をとっておりますが、これについて、国内貨物についても適用範囲を広げて手続等の一貫性を図っていくもの。

14番目の45フィートコンテナにつきましては、今、「みやぎ45フィートコンテナ物流特区」で検証を行っておりますが、これを更に進めるために、それ以外の輸入港を中心とした検証が行えないか。さらには、通行可能な経路調査を実施するという内容になっております。

7ページ目でございますけれども、上段部分につきましてはワクチンの関係でございます。ワクチンにつきましては、規格値、試験方法につきまして国際基準との整合性を保つために、新しいものについては順次対応いただいているようでございましたが、既承認のものについても更に進めていただきたいということで、既承認の「生物学的製剤基準」について適時見直しを実施するというもので、ワクチン輸入時の品質試験につきましては、輸出をする国で自家検査を1度して、日本に入ってから1度して、最終的に国家検定を行うという3段の構成になってございますが、こういったものについても重複部分を免除するために環境整備等を図る方向で検討を行い、結論を得るという内容となっております。

今の内容と裏腹な部分もございまして、そもそもの相互承認協定という中での手続の緩和等につきましては、これも対象国の拡大をした上で、化学的医薬品以外の対象品目を追加することについて検討を行って結論を得るということで進めていただくというものでございます。

あと、一部報道等でもなされているものでございますが、WHOの推奨ワクチンにつきまして、定期接種化に向けて、順次検討を行い、結論を得るということで、Hibあるいは子宮頸がんワクチン等、そういったものが検討対象に上っていくことになろうかと思えます。

16番目はGCP省令の基準でございますが、医薬品の臨床試験の実施基準に関するものでございます。これらについても国際基準との整合をとるとともに、これらの省令以上に

ガイドンスとして示しているものについては、それは飽くまでもガイドンスである旨について周知徹底を行っていただくという内容となっております。

17 番目につきましては建築物の関係でございますけれども、現在、民間で建築確認、中間検査、完了検査につきましては指定確認検査機関が実施することができますが、それができない仮使用承認につきましては、これも一定の要件を定め、指定確認検査機関での実施ができることとなるように御検討いただくものでございます。

18～22 番目につきましては、航空分野の規制緩和であります。これにつきましては、国土交通省の側で自省の規制改革ということで、現在、オープンスカイということで進めている内容につきまして、他省分につきまして当委員会で実施するというので、経済産業省あるいは総務省の規制改革につきまして当委員会で御検討いただいたものであります。

1 つ目につきましては、経済産業省の航空機製造事業法、この法律の中で民間航空機、防衛省機の製造・修理の部分について規定がございますが、民間航空機の修理の部分につきましては特に航空法との重複があるということでございまして、この部分について航空機修理事業者の負担軽減に向けた抜本的な見直しを行っていただくという方向で検討を行い、結論を得るということになっております。

加えて、19 番以降につきましては無線の関係でございます。これらの分野につきましては、特に L C C 等の参入に合わせて、国外の航空機は国外の法の規定が対象になりますし、国内の事業者につきましては国内法の規定が対象になりますので、日本独自の規制というのが全てコストとして競争に不利に働いてくるという事情がございます。

そういった中で、1 つ目の 19 番目でございますが、日本独自のベンチチェック、フライトチェックという検査の方法の話。

20 番目につきましては、これも日本独自の定期検査という制度の話。

21 番目につきましては、航空機と無線設備の製造番号をひも付けして運用管理している問題。

こういった問題について、制度の在り方も含めた見直しを行っていただくということとなっております。これらにつきましては、いずれも検討を行う際に航空機修理事業者や航空運送事業者等を含めた検討会を早急に立ち上げ実施していただくことをお願いしているところでございます。

22 番目については、技術的な問題ではございますけれども、汎用となっております S A T C O M という無線電話の関連の規定整備等でございます。

23 番目でございますが、「大規模集客施設に対する立地規制の見直し」ということで、法改正によりまして第二種住居地域、準住居地域、工業地域の 3 地域におきまして、1 万 m<sup>2</sup> 以上のショッピングセンター等の立地規制が現在行われておりますが、これについての見直しを検討いただくものでございます。

24 番目につきましては、労働の関連、派遣の問題でございますけれども、期間制限違反に係る指導監督に当たって、適正な対応となるように文書発出をいただく、必要に応じて

関連の通達等の見直しをしていただくという内容で、あるいはその見直しの際にきちんと幅広く意見を聴取していただき、情報等の開示も行っていただくということをお願いしております。

最後の10ページ目でございますが、「各府省と合意に至らなかった規制・制度改革事項」として2つ挙げさせていただいております。

1つ目は、「一般医療機器を除く医療機器は全て登録認証機関の認証の対象とする方向で検討を行い、結論を得る」という内容でございます。一般医療機器といいますのは、はさみとかピンセット等の届出でよいという機器でございます。それを除く医療機器といいますのは、現在、認証・承認を要する医療機器でございます。

これらについて、全て登録認証機関の認証の対象とする方向で検討という当委員会のWGの趣旨は、非常にPMDAがある意味では独占で行っております中での現在のやり方についての問題意識を高く掲げていただいた部分でございますが、当該点につきましては大きく厚生労働省と意見が相違するところがございます。最終的に合意に至らなかった事項となりました。

途中、経過につきましては御相談させていただいた上で、きちんと委員会としての問題意識はそのままの形で折衝していこうということでもございましたので、その趣旨を踏まえまして、今回こういう形となりました。

2番目につきましては、「再々開発事業に向けた都市再開発法の見直し」という部分でございますが、これにつきましては最終的に様々、各方面にも御協力はいただいたのですが、具体的なニーズの部分で幾らか明確性と具体性を欠いたという結果でもございましたので、協議の途中の段階で当方から取下げという形で協議を終えたものでございます。

以上でございます。

○岡委員長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明について、御質問・御意見がございましたらよろしくお願ひいたします。

よろしゅうございますか。

どうぞ。

○佐久間委員 ありがとうございます。

ただいま御説明をお伺いして、これはそもそものテーマが復旧・復興／日本再生で、そのための希望の星になるものがここにリストアップされていて、ただ見てみますと、その希望の星というものがある省庁に集中してあるということだと思っております。これを平成24年度中に検討・結論というのは、これは法律改正も絡む案件も多いということで、なかなか大変であろう。これについては、たくさんあるけれども、頑張っやれ、人のやりくりは勝手にやれということなのか、それは何らかの、これだけのことをやる、それも残り9か月しかないわけですから、そのために何か、人だと思っておりますけれども、そういうことの支援というのがあるのでしょうか。こういう質問でございます。

○岡委員長 それでは、事務局お願いします。

○小村参事官 基本的には、ヒト・モノ・カネの資源につきましても、現体制下の中で当該省において工夫をしながらやっていただきたいというようなことになってございます。

あえて言葉の中で一言触れておりますのは、6ページ目の11の食品添加物のところでございまして、ここにつきまして「国際汎用添加物の早期指定に向けてリソースを充実させた上で」というふうに記載がございすけれども、これについてもやはり諸事情については同様でございますので、まずは各省の中で他部署との調整等も含めた体制、あるいは効率化という部分について努めていただいて、その上でということなのかなということで、特に当該改革に当たりまして人員を措置するとか、そういうことを省として行うという形にはなっていないという状況でございます。

○岡委員長 佐久間委員、よろしいですか。

○佐久間委員 これだけのことを特にこの9か月間でやるのはかなり大変なことだろう。

1つ取っても大問題ですから、本当にこれをやろうと思えば、やはり人がかかるのはしょうがない。これが満遍なくいろんな省庁に散らばっているのであれば、ある程度、負荷が均等化されるということでしょうけれども、かなり固まっていますので、それは現実問題として何か頑張れということに、民間ですとなかなか頑張れとも言えませんので、残業規制もありますし、なかなかできないということなので、その辺は本当にそれでいいのか。逆に、その範囲でということになってしまうのはやや残念な気がします。

これは感想でございます。

○岡委員長 よろしいですか。

政務協議も含めて、こういうことをやると言っているわけですから、担当省庁の皆さん内部で人繰り等々の調整は自主的にやっていただくことを含めて我々は期待しているということですのでけれども、どうでしょうか。事務局、そういう理解でよろしいのでしょうか。

○小村参事官 はい。まずはそういうことで。

○岡委員長 他はいかがでしょうか。

よろしゅうございますか、

それでは、本報告書の内容については、基本的に御了解いただいたということとしたいと思いますけれども、よろしゅうございましょうか。

(「異議なし」と声あり)

○岡委員長 今後、若干の変更等々がある場合には、私に一任していただくということでお願いしたいと思っております。

それでは、このフォローアップと第1WGの報告書の取りまとめに御尽力いただきました、この委員会の委員の方々、それから、今日御参加いただいている、第1WGの委員の皆様方に、一言ずつ御感想を頂きたいと思っております。

最初に、この委員会の委員長代理として、また第1WGの進行役として御尽力いただき



ました大室委員からお願いいたします。

○大室委員長代理 大室でございます。

先ほど中原参事官から御説明のあった、要望元である事業者等と規制・制度を所管する各府省が公の場で議論する手法について、当初、要望元の事業者が役所に対して意見を物申すような公開の場に出てくるか心配があったのですが、やはり新しい産業、新しい考えといった動きは出てきているのかなという感じで、双方しっかり議論できたことが改革の実効性が上がった一つの要因であろうと思うのですが、ただちょっと心配しておりますのは、出てきて言いたいことを言った後で、しっぺ返しがあったりするのではないかと事業者は不安だと思いますので、次回もこの方針で行く場合には、内閣府や政務において、そういうことのないように是非配慮していただきたいと思います。

第1WGの進行役として、経済成長や復興に役に立つ視点で、1ページ目の「改革の方向性」はうまくまとめていただいたと思うのですが、私は、長年の日本のいろんなシステムそのものが非常に複雑になってしまって、なかなか全てが決め切れない、そういう印象を受けました。

特に先ほど佐久間委員からお話がありましたように、厚生労働省関係の項目が比較的多くなっているわけですが、これについては、どちらかといいますと時間ばかりかかっている印象で、今まで安心とか安全に係る問題だから口が出しにくいということもあったのだろうと思うのですが、例えば食品添加物の指定に向けた検討が開始されてから10年間、ほとんど何も動いていないというような、民間ではちょっと考えられないようなことになっているようでした。

これはやはり、駄目なら駄目ではっきりすべきであって、10年もただ単にずっと検討中です、みたいな話がほかにも幾つかあり、医療機器関連の事案も棚ざらし状況が随分あるという話も聞いております。

そういう意味で、日本の社会そのものが、この規制改革や我々の提言も含め、スピード感のある結論が出せるような体制にならないと、復興にしても成長にしても、なかなか先に進まないのではないかと、というのが私の印象です。

それから、先ほど佐久間委員の方から、これは人が随分かかるのではないかとという話もあるのですが、PMDAの話でも、外の認証機関を使うとか、当然、民間では人が足りなければ外部に委託・発注するとか、いろんな取り組みをやっているわけですので、役所の機構の中でも取り入れるべきものは取り入れ、かなりきつい課題かもしれませんが、工夫のしようがあるのではないかと。こういう印象を持っております。 以上です。

○岡委員長 ありがとうございます。

それでは、これから各委員の皆さんにお願いしたいと思いますが、一方的に御指名させていただきます。安念さんからお願いします。

○安念委員 個人的に執着があるのは、やはり医薬品のインターネット販売です。くどいようですが、5年前から何にも進んでいません。安全が大切なのはよく分かりますが、売

り方によって副作用のリスクを減らすということにはできないに決まっているのです。薬剤師が客の顔を見て、この人は副作用が起きそうだとか、そんなことが分かるわけないので、要するに売り方と副作用のリスクは関係ない。それなのに、5年経っても何にも変わっていないのは本当に残念で、是非、後継組織でも、あるいは事務局でも、ここは不断にモニターをしていただければと思っております。

それから、私は第2WGの司会をさせていただいたのですけれども、見ていただくといういろいろありまして、はっきり言いますと、よくもこんなしょぼいタマばかり並べてというふうにお叱りを賜るものとばかり思っていましたら、意外なお褒めを賜って、要するに日本も貧すれば鈍するといいますか、経済が良くなって、規制改革にしても志が低くなったのではないかと、そういう感じがし出しました。やはりもうちょっと、これは副総理も仰ったと思いますが、がんがん高めのタマを投げまくるというふうにしなないとこれは駄目だ。

それで、農業とか医療とか、そういう各分野はもちろん大切なのですが、是非1つ取り組んでいただきたいと思うのは雇用なのです。私はやはり、日本社会を若い人も希望が持てるようにするには雇用の慣行を変えなければいけないと思うのです。これはどうも、昔は私も、例えば解雇規制を緩和すればいいのではないかと思ったのですが、そういう柔な話ではない。もっと法制度も何か貢献しているのでしょうかけれども、何か違うものがあるのですよ。私が毎日、労働生産性が落ちているのに、この4月に、僅かだけれども、定期昇給しているという、驚くべき会社に私は勤めているのです。

ですから、それでは若い人の働き口がなくなるのは当たり前なので、やはりセーフティネットはどっちみち長期雇用慣行ではなくて外部労働市場の流動性であるというふうに分り切っていないかと、とてもではありませんが、我々じいさんばかりがいつまでもずるずるとはびこるという社会になってしまうのではないかなとつくづく思いましたので、事務局にも、もちろん政務にも、それから、委員長にもですが、どういう形であれ、労働市場の改革ということにも是非取り組んでいただけないものかなというふうに思ったということをお知らせしておきます。

ありがとうございました。

○岡委員長 ありがとうございました。

続きまして、川本委員お願いいたします。

○川本委員 私は第1WGでさせていただいていたのですけれども、十年一日の議論の中にも1歩、2歩、進歩があったのではないかなと思っております。それについては事務局が非常に努力されたことに賛意を表したいと思います。

ただ、やはり既得権益を守る。それで、今、安念委員もおっしゃいましたが、新しい人たちを入れないという、労働市場もそうですし、例えば航空分野の規制緩和について1つ申し上げますと、事業者を入れた検討会を設けてくれというときに、やはり既存の規制が自分に合っている人たちを呼んで意見を聴取しましたと言って終えようとする省庁側のイ

ンセンティブは非常に強く思いました。

細かい話ですけれども、航空機製造事業法の民間航空機修理の規定についてですと、現在、自社修理であれば適用除外ですし、今後、子会社までの適用除外の拡大についてはすぐに対応すると思います。そうしますと、JALとかANAといった大手は既に整備子会社を有しているので、規制緩和の効果は極めて希薄ということで、そもそもの民間航空機修理への規制そのものの適用除外をヒアリングされたところで、むしろ国内航空事業者間の狭いインセンティブゲームでは、規制をそのまま続けてくれという方が大手はLCCに対して競争優位になるわけです。囚人のジレンマなわけですけれども、LCCは自社グループで修理工場を持たないわけで、そもそもの民間航空機修理への規制そのものの適用除外は必要で、その点こそが改革の本丸なのですが、航空業界全部を考えればその方が利得が多いのですけれども、なかなかそうならないということで、やはり是非とも新しい事業者を応援するという観点から、事業者の選定というものをさせていただきたい。

そういうような意味で、内閣府はきちんとフォローをしていただければなというふうに思っております。どうぞよろしくお願ひいたします。

○岡委員長 ありがとうございます。

続きまして、佐久間委員お願いします。

○佐久間委員 ありがとうございます。

私は、このフォローアップと農業のWGの方を担当させていただきました。農業の方は、また次のクールへの方向付けというところでございますし、フォローアップについて言えば、安念先生が細かい話はと言われていましたけれども、やはり細かい話であっても実際に措置がとられること、つまり本当に規制がなくなることというのは実際のビジネスにとっては非常に大きいことです。それもタイムリーに行われるということが当然必要になるわけです。ですから、そういう意味で今回の取組が確実に実現される、こういうことが非常に大事であると思っております。

そういう中で1つは、なぜこんなことができないのかなと思ったのは、例えば遠島・離島の処方箋が電子的に送ることができないとか、こういうものは私にとっては小さい問題のようにも思える。ある意味では、これは技術的に克服できる問題にもかかわらずできないといったところの問題ももちろんあります。いずれにしても一番重要なのは、検討結果が出て、そのとおり実際に修正がされていく、こういうことだろうと思っております。引き続き、その点は次のクールでも取り組む、こういうことでお願いしたいと思っております。

以上です。

○岡委員長 ありがとうございます。

それでは、深川委員お願いいたします。

○深川委員 ありがとうございます。

私もいろんなところで感じるわけですが、本当に既得権が複雑に、がんじがらめになっている現実というものを非常に勉強させていただいたような思いがしました。特

に印象的だったのは、厚生労働省がいろんところで話題になっていますけれども、やはり一部の規制の物の考え方が、グローバル化した時代の中では本当に激しい競争が行われていて、企業の方は少なくともそれを勝ち抜くために死に物狂いでやっていかなければいけないので、その足を引っ張るようなというセンス自体もそもそもないみたいなことが非常に驚きというのでしょうか、やはり国際競争という発想が欠落した規制の枠組みというのは、この国はまだ非常に多く残っている。しかも、実はそれが残っているところが非常に戦略的な成長分野であるというところに大きな恐怖を感じました。

それから、個人的にはこういう結果、非常に細かい技術論がやはり多くて、技術論は規制緩和では非常に重要だと思うのです。細かいところをやっていかなければいけないと思うのですけれども、同時にこういう異常な構図があるのだということを世の中に知らせるということも非常に重要であると思いました。一般の方には興味を持ってもらえないかもしれませんが、正に政治主導でやらなければいけないところはやはり世論の力が非常に重要ですし、こういうものをどんどん積極的に情報開示して、いろんなことも含めて、こういう規制があって、こういう矛盾があって、それでもあなたはこの国はこれでいいですかというのは、やはり投票権を持っている国民に開示されるべき細かい情報ではないかなと思いましたので、今後は是非、メディアもどこまで当てになるか分かりませんが、いろんな結果とかを積極的に情報開示して透明性を高めていく。この委員会自体が透明性を高めることも重要ではないかなと思いました。

以上です。

○岡委員長 ありがとうございます。

それでは、深谷委員お願いします。

○深谷委員 個別の感想というよりも全体的な感想ですけれども、大室委員長代理が仰った通り、一連の会合を通しまして、やはりスピード感に違いを感じました。過去50年は、高度成長で物の量も質も高めていったときであり、これからの50年は、恐らく人口がどんどん減って、物の質は維持するけれども、量は減っていきます。他方、世界中を見ると人口がどんどん増えていくというように、明らかに構造は変わっている中で、やはり過去につくられたルールを常に見直しするのは、私は当たり前のことだと思います。ルールを改正する、規制を緩和するといったときには、必ずどこかに新しいひずみが起きることは官民両方とも改めて認識をしなければいけないと思いますし、どこかにリスクが付きまとうことも認識した上で検討すべきであると思います。

非常に失礼な物の言い方になるかもしれませんが、リスクを取らないことが今までの安全を守るような印象を私は受けました。世界中でグローバル対応していかなければいけないというのが今の世の中のキャッチフレーズのようになっている中で、日本はルールづくりにおいても先進国になるぐらいにスピード感を持って、変えるものは変える、守るものは守るという判断を、官民一体となってやるべきではないかというのが会合を通した印象でございます。

○岡委員長 ありがとうございます。

それでは、山田委員お願いします。

○山田委員 それでは、感想を述べさせていただきたいと思います。

半年程度にわたりまして、内閣府の皆さん、大変お世話になりました。赫々たる成果が出たということで、皆様の御努力に感謝申し上げる次第でございます。

私はこの手の会議に初めて参加させていただきまして、いろいろ勉強になりました。見ている、当たり前だと思ふようなことに対して、何でこんな当たり前でないことが回答になるのだろうか。恐らく歴史に裏打ちされた想定問答があるのではないかと思われるほどの、いや、びっくりしたなということで、そういう意味で大変新鮮な驚きを感じました。

しかし翻ってみますと、私も銀行におるのですが、似たようなことが銀行の中でもあるのだなというふうに常々思います。もっと言えば、自分もそうなのではないか、と。自分も総論で言えばなるほどと思うことでも、各論で自分が所管する業務に対して大きな変更を求められれば、作用反作用の法則で、自らの業務の正当性を主張し総論とは逆のことを押し通してしまうというようなことが全くないとは言えないと感じたわけでございます。

日本を変えるためには、やはり国民一人ひとりが変わっていかないと、正に大室先生がおっしゃったスピード感も含めてやっていかないといけないのではないかとということで、そういう意味で、自らも襟を正しながら、こういうことの勉強を踏まえて前に進んでいきたいと思ひます。

どうもありがとうございます。

○岡委員長 ありがとうございます。

それでは、私の方からも一言お話しさせていただきます。

まず、委員の皆さん、それから、WGの委員の皆さん、事務局の皆さん、本当に積極的にこの規制改革のために活動していただいたことについてお礼を申し上げたいと思ひます。

この第3クールをスタートするにあたり、過去の経緯等々も踏まえまして、幾つか重視しようということでスタートさせていただいたわけですが、その第1点は、とにかく成果を上げていこうということが基本的な考え方であったわけでありまして、その成果を上げるためにはどういう取組がよろしいのか。その中の一つで、過去に閣議決定された案件がどうなっているのだ。棚ざらしになっているものもあるのかもしれないということで、少なくとも閣議決定されたものがきちんと実行される、あるいは実行されているということを確認しなければいけませんし、また、その確認作業を通じて更なる規制緩和の改善につながっていくような取組をしようということで、過去に閣議決定されたものをフォローアップしようということでやってきたわけでありまして。

そうした中で、我々は、第3クールの重点分野として、農業、医療、IT分野というものを掲げましたが、フォローアップの中でも特にこの3分野、結果的には農業、医療というところが中心になったわけでありまして、先ほど事務局から説明がありましたように、重点フォローアップ項目として、9項目に取りまとめ、特に注力するというところでやって

きております。

それから、次の切り口としましては、現在の政権の優先政策、重要政策を支援するような規制改革の動きをしようということで2つのWGを立ち上げました。1つが今日、詳細な御報告がありました第1WG。もう一つはエネルギー関連で第2WGであります。エネルギーの方は極めて短時間で取りまとめていただきました。先ほど安念委員の方から中身についてのコメントがありましたけれども、大変スピーディーにこちらの方はまとめていただいたわけございまして、それなりの評価を受けたというふうにも思っております。第1WGは、範囲が広くて大変だったと思いますが、今日このように取りまとめていただいたわけであります。

私は、フォローアップ、それから、第1WG、第2WGを含めまして一定の成果があったと思います。しかし、その成果のレベルについてはまだ十分でないと思っております。特にその中でも相当力を入れたはずのフォローアップの中の重点分野について、先ほど安念さんから御指摘のありました、インターネットの薬の販売の部分についてはまだ満足できるレベルではないというようなことございまして、前回の26日の会議の中でも議論しましたけれども、次期の取組の中で、このフォローアップ案件の中の重点項目としたものについては相当力を入れて、より高いレベルの改善を求めていきたいというふうに私自身考えております。

もう一点、この第3クールを通じまして、過去からの経緯があったり、複雑であったり、いろいろなことがありまして、そう簡単にスピーディーに解決策が出てこないという中で、やはり私は政治のリーダーシップの必要性ということを改めて強く感じました。そういう意味では、この第3クールの中で、岡田副総理、中塚副大臣のリーダーシップによって成果の出た部分がかかなりあったと私自身は評価しております。同時に、その規制を所管している省庁の官僚の皆さんの主体的・積極的な取組といったものも欠かせない部分であるというふうにも思っております。今後、この政治のリーダーシップと官僚の皆さんの主体的な取組といったものを我々委員会がうまく結び付けてやっていく役割があるのかなど、かように感じております。

いずれにせよ、規制・制度改革は、ゴールのない駅伝競走かもしれませんので、今後も続けて高い成果を上げるべくやっていきたいと思っております。皆さんの御支援をいただきたいと思っておりますし、改めて副総理、副大臣、よろしくお願ひしたいと思っております。

私からは以上でございます。

それでは、最後に副総理から一言ございますでしょうか。

よろしいですか。

○岡田副総理 結構です。

○岡委員長 それでは、以上をもちまして今回の委員会を終わらせていただきたいと思います。最後に本報告書の取りまとめに係る今後のスケジュールについて、事務局より説明をお願いしたいと思います。

○中原参事官 本日御了承いただきました報告書につきましては、公表につきましては来週以降を予定させていただいておりますので、公表までお取扱いに御配慮を賜ればと存じます。

最後に御説明させていただきました第1WGの報告書の内容につきましては、閣議決定等の政府の決定を目指してまいります。

それから、最初に説明させていただきましたフォローアップの事項につきましては、次期以降の施策の検討の中で再度取り組ませていただきたいというふうに考えております。

今後ともよろしくお願いたします。どうもありがとうございました。

○岡委員長 以上をもちまして、委員会を閉会させていただきます。

本日はお忙しいところ、お集まりいただきまして本当にありがとうございました。